

## 横須賀市放課後児童クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 横須賀市放課後児童クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定の規定に基づき事業を実施する団体とする。

### (補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、性被害防止対策を図るために行う、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入若しくは更新（以下「補助事業」という。）の実施に直接要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助事業の対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

### (補助額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、7万5,000円を上限とし、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助対象者は、市長に対し、市長があらかじめ指定した期間内に規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 機器等のメーカー及び型番並びに補助対象経費の内訳がわかる見積書
- (2) 製品パンフレットその他の購入又は導入する機器が必要な機能を備えていることがわかる書類
- (3) その他参考となる書類

(留意事項)

第6条 補助対象者は、補助事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) カメラの設置の要否については、保護者、児童等（以下「関係者」という。）の状況や対象施設等の状況等を踏まえて判断すること。
- (2) カメラの設置については、必要に応じて、関係者に事前に周知することとし、防犯カメラの設置趣旨、目的等について十分に説明するほか、映像の保管及び管理体制の整備を行うこと。
- (3) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像を取得する場合、当該映像等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- (4) 関係者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に提示すること。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収証等支払いをしたことが確認できる書類
- (4) 購入（導入）した機器の写真（機器等の設置場所等が判別できるもの及びメーカー・型番等が判別できるもの）
- (5) その他参考となる書類

(関係書類の備付け)

第8条 補助対象者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。